



山形労発基 1018 第4号  
平成 30 年 10 月 18 日

一般社団法人 山形県建築士事務所協会会長 殿

山形労働局長



「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂について（周知依頼）

日頃より労働行政へのご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記のガイドラインについては、平成 29 年 10 月 3 日付け山形労発基 1003 第 8 号「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」により、ガイドラインを送付し、その内容をお知らせしたところです。

平成 30 年 6 月 29 日に第 196 回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成 31 年 4 月の法施行から 5 年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたこととなつたことなどから、本ガイドラインも改訂されました。

今般、国土交通省土地・建設産業局長から平成 30 年 7 月 2 日付け国土入企第 13-1 号をもって「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂についてが別添のとおり通知され、建設工事の発注を行う民間発注団体への周知について、協力依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、すでに、本ガイドラインを傘下会員企業等の皆様に対して周知いただいているところですが、今般の改訂趣旨にご理解をいただき、改訂されたガイドラインの周知についてご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

(参考) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインは  
国土交通省ホームページ（政策・法令・予算 > 政策情報・分野別一覧 >  
土地・建設産業 > 建設業 > ガイドライン・マニュアル  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_k1\\_000156.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_k1_000156.html)

【担当】  
山形労働局労働基準部監督課  
専門監督官 小熊いづみ  
TEL 023-624-8222

国土入企第13-1号  
平成30年7月2日

各府省庁等 殿

国土交通省土地・建設産業局長  
( 公 印 省 略 )

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

建設業の働き方改革に向けては、個々の建設業者や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることに鑑み、平成29年6月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年8月には、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されたところです。

こうした中、平成30年6月29日に第196回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「働き方改革関連法」という。)に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところです。

今般、働き方改革関連法の成立や関係省庁連絡会議等における議論も踏まえ、別添の通り、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂されました。

貴府省庁等におかれましては、本ガイドラインの内容等を十分に御理解いただき、本ガイドラインに沿った工事の実施を徹底していただくとともに、所管の独立行政法人や特殊法人等、また、民間発注者団体等に対して、本ガイドラインの内容を周知していただきますよう、お願い致します。

# 別添1 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

#### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

#### (2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不正な工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

#### (3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

#### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・建設工事従事者の休日（週休2日等）
  - ・労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
  - ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数等
  - ・業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
  - 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

#### 4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダム・オーバー」を行わない。
- 予定期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
- 补助金工事では、迅速な交付決定と併せ、縦横制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

#### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産<sup>△</sup>及び全体における生産性を向上。
- 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
- ・プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行う
- ・コントローディングの積極活用 等

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マジメント企業等）を活用。